

食道異物除去に関する調査結果

（注意）

食道異物除去については、平成 25 年度の家畜小委員会において、還流を伴う長時間を要する食道異物除去については増点規定を設けることの検討が必要とされているところです。

そのため、食道異物除去に増点規定を新設することに関する意見は、以下の【改定の考え方】を前提として、26 年度に、143 か所の診療施設に意見を聞き（家畜診療所 57 か所、開業等診療施設 86 か所に対し「病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」を実施）、まとめたものです

【改定の考え方】

食道異物除去に還流を要した場合に増点規定を設ける。

2 食道異物除去に関する調査結果

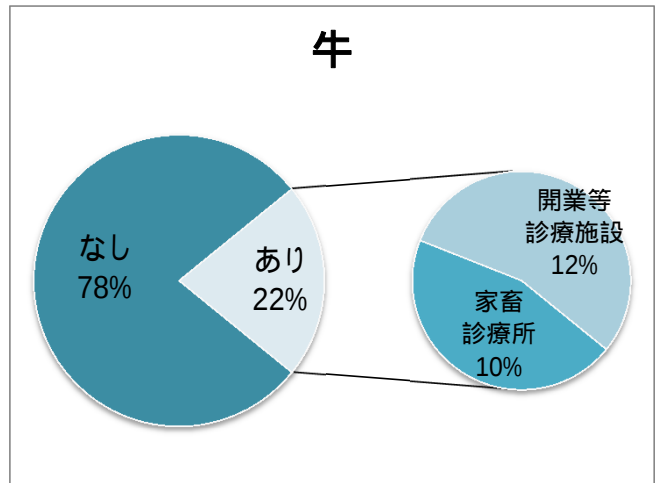
【調査事項】平成26年1月29日付け25食農審第54号食料・農業・農村政策審議会答申

「食道異物除去」の増点規定の新設の判断材料とするため、「還流の所用時間」及び「還流の使用物品」について調査すること

(1) 「還流」の実施の有無

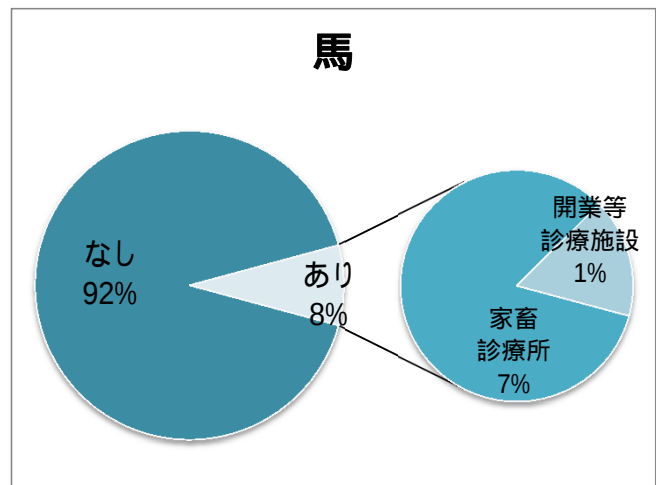
<牛>

	施設数		
	合計	家畜診療所	開業等診療施設
あり	31	14	17
なし	112	43	69
合計	143	57	86



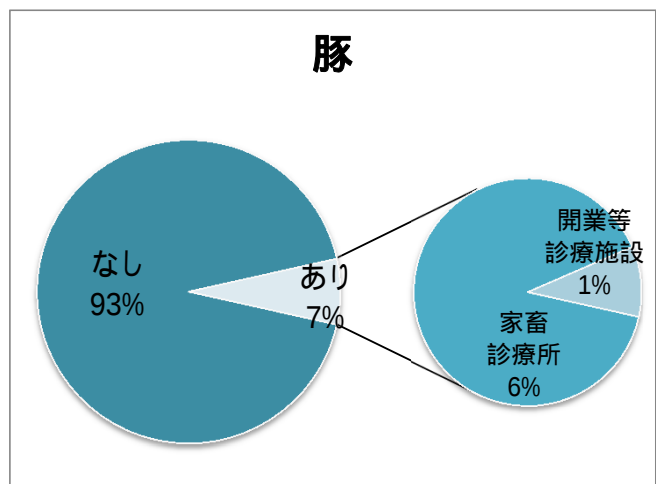
<馬>

	施設数		
	合計	家畜診療所	開業等診療施設
あり	12	10	2
なし	131	47	84
合計	143	57	86



<豚>

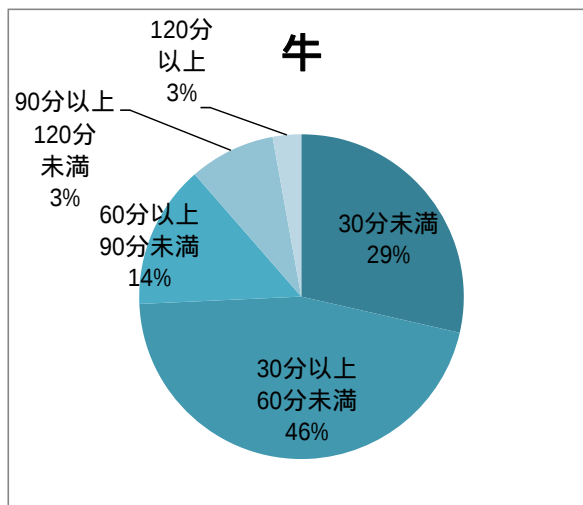
	施設数		
	合計	家畜診療所	開業等診療施設
あり	10	9	1
なし	133	48	85
合計	143	57	86



(2) 「還流」に要する平均所要時間調査

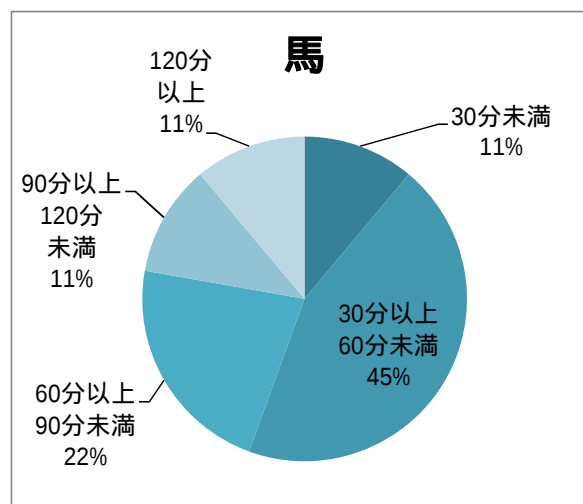
< 牛 >

	回答施設数 (複数回答含む)
30分未満	10
30分以上60分未満	16
60分以上90分未満	5
90分以上120分未満	3
120分以上	1
平均(分)	38.0



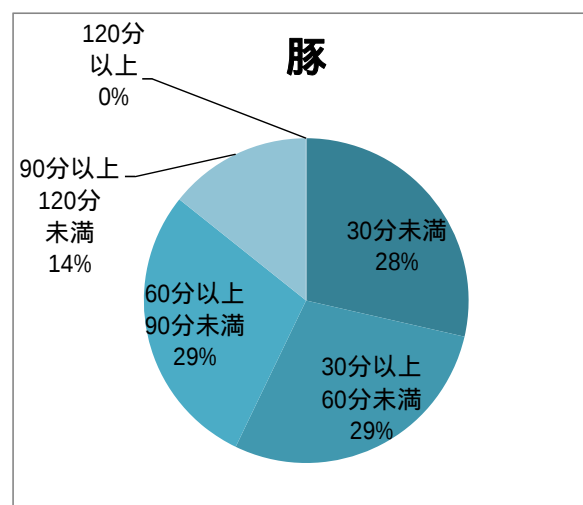
< 馬 >

	回答施設数 (複数回答含む)
30分未満	1
30分以上60分未満	4
60分以上90分未満	2
90分以上120分未満	1
120分以上	1
平均(分)	53.9



< 豚 >

	回答施設数 (複数回答含む)
30分未満	2
30分以上60分未満	2
60分以上90分未満	2
90分以上120分未満	1
120分以上	0
平均(分)	44.3



(3) 使用物品に関する調査

医療用器具機械類

品名	数量	施設数
経鼻カテーテル（小）（大）	1	3
カテーテル（胃カテーテル、投薬カテーテル含む）	1	28
チューブ（投薬用チューブ、投与チューブ）	1～3	2
胃汁採取器ゴムチューブ	1	1
ストマックチューブ	1	2
塩ビパイプ	1	4
ゴムホース、耐圧ホース	1	3
シリコンチューブ	1～2	1
オーラルクロス	1	2
開口器（牛）（馬）（豚）	1～6	9
アニロケーター	1	1
カウサッカー	1	4
推送器（異物推送器、食道推送器含む）	1	11
イルリガートル	1	1
漏斗	1	2
シリンジ	1	1
鉗子（鼻鉗子含む）	1	2
ストマックポンプ	1	1
膣洗浄ポンプ	1	1
保定器（豚）	1	1

医薬品類

品名	数量	施設数
パドリン注	5～20ml	2
プリンペラン	10～20ml	2
プリンペラン注	2A	1
健胃薬（トルラミン）	100g×6	1
健胃剤	1	1
ガスナインS	30ml	2
第一胃消泡剤	1	1
流動パラフィン	100～3,000ml	9
グリセリン	100g	1
ワセリン	1	1
粘滑剤（食用油で代用する）	—	1
潤滑用ゼリー	200ml	1
キシラジン	0.5～5ml	1
キシロカインゼリー	20ml	1
ドミトール	2ml	1
ドルベネ注	3ml	1
ブトルファノール	2ml	1
鎮痛剤	適宜	1
塩酸プロカイン注	—	1
麻酔	適宜	1
筋弛緩剤	適宜	1
アンナカ	20ml	1
抗生物質（ペニシリン）	10～20ml	1
抗生物質	適宜	1
消臭剤	—	1

品名	数量	施設数
生理食塩水	適宜 ~ 10L	3
ヨード剤	1	1
消毒用アルコール	1	1
パコマ	10ml	1

医療用消耗品類

品名	数量	施設数
アルコール綿花	1	1
脱脂綿	1	1
注射器（含むディスポ注射器）	1 ~ 必要数	4
注射針	1 ~ 2	3
手袋	1 ~ 2	1
ロ - プ	1	1

(4) 食道異物除去に係る意見等

【考え方】

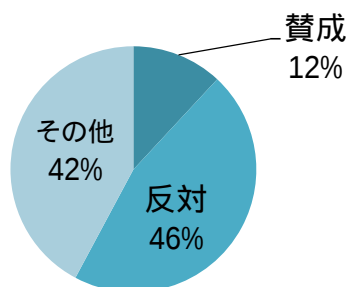
食道異物除去に還流を要した場合に増点規定を設ける。

賛成・反対の割合

< 全対象施設合計 >

	回答施設数 (複数回答含む)
賛成	13
反対	50
その他	46
合計	109

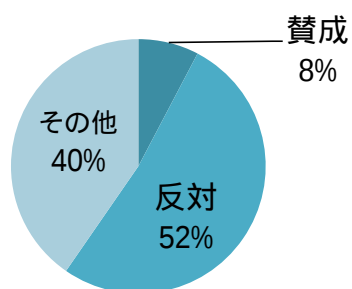
全対象施設合計



< 家畜診療所 >

	回答施設数 (複数回答含む)
賛成	4
反対	27
その他	21
合計	52

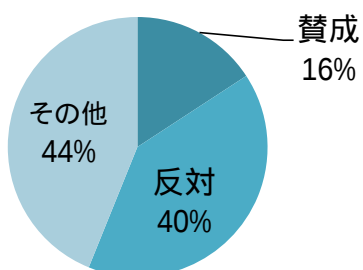
家畜診療所



< 開業等診療施設 >

	回答施設数 (複数回答含む)
賛成	9
反対	23
その他	25
合計	57

開業等診療施設



②賛成の理由及び妥当と考えるB種増点点数及びA種増点点数

理由	妥当と考える B種増点点数 及びA種増点点数		根拠
還流するまでに時間も要するため増点すべきである。 保定に時間がかかりすぎる。	B種	50	調剤投薬B種208点A種7点であり、その他の外科的処置B種112点A種29点を考えて増点B種50点とする。
	A種		
食道還流は誤嚥などを配慮した保定、実施を行う必要があり高度な技術と時間を要するものとする。	B種	～170	推送などによる食道異物除去のみと比べて約1.5倍の時間・技術が必要と考えた。
	A種	～10	
馬の場合、時間を要する。	B種		獣医師人件費（90分程度）⇒B－A点
	A種	7	カテーテル挿入分で良い（経鼻カテーテル投薬の点数）
食道推送器等により整復した場合に比較し、器具、時間を要する。	B種	80	はじめに除去、推送等を試みてからと考えると、30分の人件費分をB－A点とする。
	A種	15	器具の使用頻度と原価償却を踏まえた金額をA点とする。
カテーテルによる異物除去は気道と食道の間違いに注意しなければならず一定の技術が必要。また、梗塞物によっては解消するまでに長時間かかる場合もある。（要した時間による増点が必要）	B種	135	胃カテーテルによる投薬に類似する場合があるから。（切開による除去（手術等）は別途増点）
	A種		
馬の場合は必要な治療があると思います。また、手技や要する時間を考えると増点があってもいいと考えます（牛ではあまり対象になる診療はないと思います。）	B種		具体的な点数を示すのは難しいのですが、一般的にかなり時間を要する処置なので、相当する増点をお願いします。
	A種		
技術を要するものなので、点数化して頂きたい。また、薬剤等は状況により使用するものが違うので、別料金として頂きたい。	B種		
	A種		
還流しながらの食道異物除去法について知らないが、異物推送棒による推送より煩雑な術式であるならば、それ相応の増点があってしかるべきと思う。	B種		
	A種		
これまで行ったこともなく、これからは行わないと思いますが、実施している人がいて、病傷給付基準でいう「通常必要とされる診療」に該当するのであれば、増点規定を設けるのが筋だと思う。しかし、骨折の創外固定のような時期尚早な決定であってはならない。	B種		経験がないのでわかりません。
	A種		
技術的に麻酔をかけ還流する。	B種		
	A種		
難産介助のように時間を要した場合、増点する。	B種	500	30分以上除去不能の場合、B種に500点を加える。
	A種		
難産と同じで所要時間において増点する。	B種		
	A種		
梗塞部位（頸部食道、胸部食道）、梗塞物（生大根、干し大根、乾燥ヘイキューブ、甘藷等）により手技に難易の差があるので。	B種	0	30分以内（現行通り）
	A種	0	
	B種	168	30分以上（処置時間がケースにより差があるので30分以内（現行通り）の1.5倍とする。）
	A種	11	

③反対（現行どおりが適当）の理由

理由
食道梗塞において、還流が一般的に多く行われている術法ではないから。
牛の食道異物除去は推送法を用いるため、還流法は実施しない。馬ではある程度の時間、還流を行って異物除去出来ない場合は内視鏡のある施設への搬入も考慮するため。
食道梗塞において、推送により対応しているが、還流によって気管への誤嚥が懸念される。
牛での経験しかありませんが原因は固形物が多く、推送または摘出不可能な場合食道切開します。
胃カテーテルにより第一胃貫通が診断できるので、食道異物除去に還流を行う機会がない為。
高度な技術を必要とするものではないので現行どおりが適当と思う。今までの経験上還流なしで対応可能である。
異物が除去できない場合は、外科的処置を実施すべきで、その処置については各々定められているので、現行でよいかと考える。
食道異物推送器による処置、食道切開による除去等で対処できると思う。対処できない場合は、相当の点数を代替することができると細則で謳う。
現在まで食道異物は推送によって除去できているため、実施の必要が不明のため。
カテーテル等での推送、食道切開術以外行った事がない。
現在まで食道梗塞はアニロケーターによる推送で解決している。恥かしながら還流処置というものを知らない。
当診療所では、概ねカテーテルにより異物を推進して除去することが多く、そのまま還流が可能なため。
一連の作業である。
食道梗塞は年間通してもほとんど発生がなく、また処置としては推送器を用いて胃まで押し込むことがほとんどであり改めて点数を細分化する必要性を感じないため。
還流する溶剤は医薬品である必要はなく（水道水で可）、その量も手技には関係ない。
還流と言えるほど大量の液体は必要性を感じない。
頻度の少ない種別にさらに還流という稀なケースに対応する規定を設けるのは反対である。 増点規程を設けるのであれば、通常では推送器や用手にて簡易に処理できるケースが多いことから基本点数（B種337点）を下げるべきである。
異物除去は実施頻度が極めて低く、臨床経験20年以上の獣医師でも2回の経験しかない。還流は実施経験がなく増点の追加は必要ないのではと考える。馬の引受がないため実施がないかもしれないので、馬と牛で種別を分ける必要があるのではないか。
近年、本県の飼養管理においては、食道異物除去を要する症例事態がかなり少ないため、増点を設ける必要性が低いと判断される。
2～30年位前に比べ食道異物除去実施は少ない、もしくは殆ど皆無のように感じます。あえて細分化する必要はないと考えます。
そんなに多くあるものではない（飼養管理が良くなっている）。あっても重症例は少ない。
当地では、20年以上食道梗塞の症例がありません。 過去には、蕪および大根等の根菜類の投与により食道梗塞の発生が認められたが、飼養管理の変化に伴い、病気そのものが消失しました。よって現状の点数でよいと考えます。
以前（10数年前）は、甘藷（サツマイモ）根菜（カブ、ダイコン）等の給与により、まま食道梗塞牛の発生がありました。が、最近殆ど発生がなく現行通りで良いと考えます。

理由
通常、行わないので不要。実施経験がないため、特になし。
還流する事がない。
該当症例なし。
食道梗塞で還流をしたことがない。
これまで還流を必要とする症例がなかったため。
食道梗塞はほとんどないため。
該当なし。（誤嚥の危険性があるため）
食道異物除去において還流を必要とする場面がまったくと言って良いほど無かった。
食道異物除去で還流を行ったことがないので。
食道異物除去に還流を行ったことがないため。
頻繁に実施されるものではない。
異物除去時に還流を実施することがほとんどないと思われるので。
個人的な意見として、これまでの診療において食道異物除去に還流を行う機会がなく、頻度的に少ないように思えるから。（牛）
還流の経験がないため。
行ったことがない。
あまり遭遇したことが無い。
食道異物除去する症例はごくわずかなため。
日々の診療でほとんどないので現行どおりが適当。
現行規定が適当である。
適正と思う（牛では今日、食道梗塞の症例が稀）
適正な点数と思われる。
推送により対処できた症例には妥当である。
現行通りでよいと思う。
問題なし。
特に違和感はありません。
特に必要性を感じません。
必要性を感じない。

④その他の意見

意見
梗塞異物の種類により重症度が異なるため、還流の有無より時間増点（30分）が適すると考える。還流が必要な場合は、当然ながら長時間を要するため。
異物によっては、木の枝から飼料・果物・野菜・生草・それぞれの皮など様々あるため内視鏡で異物を事前に確認できれば治療方針が立てられる。（増点可能か？）
食道異物除去は手術料ではなく処置料にあたると考える。増点規程を設けるのであれば、推送器や用手によるものは子宮内薬剤挿入相当（B種241点）、還流を要した場合は子宮洗浄相当（B種：牛701点、馬781点、豚556点）が妥当と考える。
推送による異物除去が可能の場合は、推送の可能な機材の有無により必要とされる労力と時間に差異が生じると考える。
ほとんど遭遇することがない。現状でいい。一番近いところで4～5年前に1回遭遇。器具も専用のものでなくて、酪農のミルクホースを使用、または硬いホースを使用する。
①胃内ポンプにて容易に還流は可能な為、特別に必要なし。 ②金属探知器の市販製品がなく、血検判定後はすでに遅く、異物除去の前に刺入等の探知方法が必要と思われる。
食道切開術により異物除去を実施した場合の手術は、成牛では時間・労力・技術的にも難しく特殊性があり、こちらの増点が必要と考える。
食道梗塞の異物除去の場合、還流を用いない。
還流自体行うことで、誤嚥する危険性があるため行わない。
常に誤嚥性肺炎のおそれがあるので要注意。
摘出、推送での経験しかないので、意見はありません。
食道異物除去で還流を行うことはありませんが、必要なケースもあると推察できます。点数の規定を設けるのが妥当か否かについては判断できません。
現在の給与飼料では、食道内異物の病傷がないため、特に意見なし。
現行の診療点数表及び細則で対処できると思う。
食道梗塞等に遭遇したことが無いので回答できない。
実態として食道異物除去が必要な症例がないので答えられない。
経験がありませんので回答できません。
実施していないのでよくわからない。
実施経験が無く判断できない。
還流を伴った食道異物除去を行ったことがない。
食道還流をすることがほぼない。
還流を伴う食道異物除去を行ったことが無いため、回答することができません。
還流を伴う食道異物除去は行ったことがない。

意見
食道異物除去を必要とする症例に遭遇した経験がない。
食道異物除去に還流を行ったことがある（又は行う）職員がいないのでどちらとも言えない。
どのような場合に実施するのでしょうか。実施したことがないのでわかりません。
食道異物除去の還流法は当診療所で実施した獣医師なし。
食道異物除去を適用する症例を経験したことがないため判断できない。
還流を要した食道異物除去の症例はありませんので、とくに意見はありません。
ここ近年、食道梗塞等の症例に遭遇しておらず、また還流を行ったことはないのどちらとも言えません。
異物による食道梗塞の症例の経験がないので分かりませんが、還流による治療は胃洗浄と同じぐらい（現行）で良いのではと思います。
今までに、食道異物除去後に還流を行ったことが無いためわかりません。
該当なしのため、増点の有無は不明と考える。
食道異物除去の経験が臨床経験44年の中有りません。
10数年食道異物除去は行っていないのでお答えできません。
小生は40年余りの臨床歴の中で食道異物除去の経験が有りません。従って意見はありません。
還流を必要とする食道異物除去の治療経験がないので判断できません。
実績がなくコメントできない。
経験なし。
食道異物除去の治療に該当する症例にあったことがないのでわかりません。
還流処置を実施していません。
したことがないのでわからない。
ここ3～4年間食道梗塞の診療依頼がなしの為、回答が難しい。
還流は実施したことがない。
還流の経験がないためコメントできません。
小委員会での検討内容が具体的に知らされていないので回答内容に食い違いが有るかもしれません。